

「その他の収入」とは・・・?!

みなさん、「その他の収入（コード 122）」欄に記入されていますか？「私はお給料以外に収入はないから関係ないわ」と思っていないですか？ いえいえ、実は「その他の収入」はとっても奥が深いんです!! 今月はどんな項目が「その他の収入」なのか、ヒモ解いてみましょう♪

☆給料の中の各種手当

「給料」にまとめてではなく、明細に手当（通勤・給食・住宅手当など）として記載されている金額を「その他の収入」に記入します。6ヶ月定期代など、まとめて支払われるものも月割りにせず、支給された月に記入します。また、購入した通勤定期代は「職業・主婦費」に記入します（学生の通学定期代は教育費です）。

☆私的年金・企業年金・個人年金保険給付金・失業給付金

収入欄にある「年金」欄は公的年金（偶数月の15日支給年金）のみを記入し、それ以外の年金は「その他の収入」になります。

☆児童手当・私立幼稚園助成金など各種手当・出産育児手当・補助金

支給された月に記入します。

☆退職金・遺産相続・宝くじの当選金

1ヶ月の記載上限が1000万円のため、複数月に分けて記入します。

例) 1月 1000万円、2月 500万円 のようにします。



☆生命保険や共済の給付金・満期金・割戻し・利子・配当金

保険料と相殺せず、「その他の収入」に記入します。

ただし、解約返戻金だけは私的保険料の欄にマイナスで記入します。

☆お祝い金（入学・就職など）

金額をそのまま記入します。



☆商品券・各種金券

額面金額を「その他の収入」として記入し、使用時に現金のときと同じように支出を記入します。デパート友の会などは、毎月積み立て分は貯蓄なので記入の必要はありません。満期の時に“上乗せされた額”に関してだけ「その他の収入」に記入します。

例) 1万円×12ヶ月で13万円分の商品券になった⇒1万円が「その他の収入」になります。また、商品券を使う予定がなく、人にあげる場合などは記入しません。

「これはどこに記入すればよいのだろう・・・?」と困ったときは、「つけ方&費目わけの手引き」をご覧ください。それでも分からないときには遠慮なく組合員活動部までご連絡下さい!